

新潟県教育界における「学閥」問題（第七回）

にいがた県民教育研究所「学閥」研究会

第三章 学校の民主的運営・民主的教師集団づく

りと「学閥」（その二）

— 管理主義教育体制から学校・教師・子どもが活力をとりもどすために —

今回はまず最初に、戦後、「管理主義教育」路線がどのような狙いのもとに、どのように展開されてきたのかを歴史的にふりかえり、それとのたたかいについても若干ふれる。次に校務分掌を中心とした学校の運営について分析し、その問題点および「学閥」との関係についてのべる。最後に最近ますます「過熱」、「低年齢化」している派閥の若手会員「勧誘」の実態についてのべる。

B、戦後の管理主義教育体制強化の系譜

— 管理強化・多忙化・教育内容統制の「歴史」とたたかい —

現在の学校における管理強化・多忙化・教育内容のしめつけは戦後の「国策」としての教育政策にその根源をもち、「派閥」はそれを新潟県の学校現場のすみずみにまで「しむわたらせ」てきた。ここではその「歴史」について簡単にふりかえってみよう。

1、池田・ロバートソン会談と狙われる「教育」

戦後、日本国民は恒久の平和を念願し、戦争の放棄を明記した日本国憲法によってその決意を新たにした。しかし、一九五〇（昭三三）年の朝鮮戦争を主な契機としてアメリカの世界戦略のもとで日本の「再軍備」が画策されるようになった。しかし憲法にも示された日本国民の平和への決意とそのもとの教育はこれらの思惑の「障害」となった。一九五三（昭二八）年十月、ロバートソン國務次官補と会談した池田勇人自由党政調会長は「防衛のための教育の実施」をアメリカ当局に確約した（太田 堯編著「戦後日本教

育史」、一九七八年、岩波書店。すなわち、日本側代表団は日本が十分な「防衛努力」を完全に実現するうえで(1)法律的制約、(2)政治的社会的制約、(3)経済的制約、(4)実際の制約の四つの「制約」があるとし、「法律的制約」としては憲法第九条の存在が大きく、「政治的社会的制約」としては戦争放棄の「占領政策」が日本人、とくに防衛の任にまずつかなければならぬ青少年に大きな影響を与えており、日本政府は教育および広報によって日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつことを約束した。このような中で平和教育のない手であった日教組の運動は「敵視」され、一九五四年五月には中央教育審議会（一九五二年六月設置）の答申をうけて日教組の活動の抑圧を主たる狙いとした「教育公務員特例法」の改正（二二条の三の新設）と「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」（いわゆる「教育三法」）が日教組などの反対を押し切って成立した。

2、教育の地方自治を圧殺する「地教行法」の強行成立 と「学校管理規則」の制定

一九五五（昭三〇）年からの数年間は現在の管理主義教育の体系が気につくり上げられた時期として極めて重要である。新潟県教育界の雰囲気もこの頃から急激に「息

苦しく」なった。教育行政における「管理主義」の態様には①教育における「自治」を否定し、「上から下へ」の命令系統にもとずく各段階での教育行政の管理、②「全人格的服従」と権利の行使の制限にむかってつき進んでいく個々の教員の「人的管理」、それに③教育内容を管理・統制する「教育内容統制」の三つの側面があるが、これらは不可分のものとして統一的に「管理」が強められていく。

一九五五（昭三〇）年八月、日本民主党教科書問題特別委員会は「うれうべき教科書の問題」と題するパンフレットにより、教科書の内容に対する攻撃を開始した。この年の十一月には自由党と日本民主党が保守合同して自民党となり、一九五六（昭三一）年三月八日には「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」案（「地教行法」案）を、同十三日には「教科書法」案および「臨教審法」案の三つの法案（いわゆる「教育三法」）を国会に提出した。「地教行法」案は「新教育委員会法」案ともいわれ、それまで住民の直接選挙によって選ばれていた教育委員を任命制にしようとするものであった。また「文部大臣及び教育委員会相互間の関係等」なる章（第五章）をわざわざ設け、教育の地方自治の精神にたつてそれまで「対等」の関係にあった都道府県教育委員会と市町村教育委員会の「関係」を「指導助言」権、「措置要求」権を新たに盛りこむことによつて国→都道府県→市町村教育委員会の「上下の関係」に改

め、全国の学校現場を行政的に「中央直結」にしようとするものであった。また「教科書法」案は教科書検定の強化を狙いとし、「臨教審法」案は「臨教審」を設置して憲法・教育基本法にもとづく戦後の民主教育の「見直し」を行おうとするものであった。これらに対し、国会の内外で激しい反対運動がくりひろげられ、三月十九日には矢内原忠雄東大総長ら十大学長は「文教政策の傾向に関する声明」を発表し、文教政策が政争の具に供されている現実を憂え、教育委員会や教科書制度の改正が民主的の制度を根本的に変更し、教育の国家統制を復活するものであることを批判した。三月二十七日には勝田守一東大教授ら六一七名の学者・文化人が「学問・思想の自由を守り、教育の統制に反対する声明」を発表し、二十九日には全国各地教育委員会連絡協議会、日教組、日本子どもを守る会など十四の教育団体が地教行法の撤回を求める共同声明を出した。また日本教育学会、日本社会教育学会からも、教育行政の中央集権化と教育内容の国家統制を強化し、政党的教育支配に道を開くものであり、教育の自主性と創意工夫にあふれた活発な教育活動を抑圧する危険性がいちじるしいとの意見が出された。反対運動の高まりの中で、政府・自民党はこれら三法のうち地教行法案だけは何が何でも通すという強硬方針をとり、四月二〇日には逐条審議も不十分なまま衆議院で可決、そして六月二日には議長の要請で五〇〇人の警官

が出動する中で地教行法は参議院で可決・成立した。（前掲、「戦後日本教育史」、山住正吉「日本教育小史」、一九八七年、岩波新書）。

地教行法（一九五六年六月三十日公布、十月一日施行）が成立すると、文部省は早速、各都道府県教委に「学校管理規則」の「モデル」をつくらせた。これは本来、地教行法第三三条にもとづいて、学校の設置者たる市町村教育委員会が定めるものであるが、県教育委員会は「基準」（市町村立及び組合立学校管理運営の基準に関する規則）を設けて「学校管理規則」の内容的規制を行い、かつ「準則」（市町村立及び組合立学校管理運営に関する準則）としてその成文化した「モデル」を示した。新潟県内の各市町村教育委員会の設けている「学校管理規則」はこの「準則」と一条一条ほとんど同じであり、それは結局「国家的基準」に符合している。新潟県における「基準」の制定は一九五七（昭三〇）年四月十二日、「準則」の提示は五月一日である。現行の「学校管理規則」には学年、学期及び休業日、教育課程及び生徒指導等、教材の取扱（副教材の届出など）、職員編成（教頭の職務や主任の設置、校長による校務分掌の命令やその届出など）、職員の服務、指導要録及び表簿などが規定され、管理主義的學校運営の「よりどころ」となると同時に、「よその学校と同じことをしていれば『安全』である」という学校運営における消極性を生みだしている。またこの

ような「規則」によって形式を整えるための雑務を増加させている。地教法の成立にともなうて廃止された旧教育委員会法第一条では「この法律の目的」として「この法律は教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきであるという自覚のもとに公正な民意により、地方の実情に即した教育を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする。」とたわわれていたが、地教法ではこのような地域に即した教育を行うという視点は葬り去られ、それにかわって中央集権的な管理主義的教育行政の体系がつくり上げられた。

地教法の成立にひきつづいて「勤務評定」と「学習指導要領」の「拘束性」の強化が矢つぎばやに行われた。「勤務評定」は地教法第四六条の規定に盛り込まれており、新しく任命制となった教育委員会の最初の仕事であった。一九五六（昭三三）年十月に愛媛県教育委員会がその実施を決定したのを皮切りに、文部省は地教法に新しく規定された文部大臣の都道府県教育委員会への「措置要求権」および「指導助言権」を後だてにして各県教育委員会にその実施に圧力をかけた。またこの間一九五七（昭三三）年十二月には小・中学校の教頭の職制化の省令が公布され、学校の職階制が強化されはじめた。一九五八（昭三三）年七月には校長に管理職手当を支給する法案が強行可決された。

このような過程でそれまで組合員であった校長も離脱する者が多くなつた。

「勤評」実施が文部省の「指導」のもとで全国的な動きとなる中で、一九五七（昭三三）年八月、新教組は新潟県教委に対して本県では実施しないよう、申し入れた。この間、勤評反対闘争は全国的に燃えひろがった。京都、高知、北海道の教育委員会は反対の意向を示した。しかし新潟県教委は実施の意向をくずさず、翌一九五八（昭三三）年四月十八日には「県試案」を発表し、九月十八日には地教委に対して計画どおり勤評実施の決意を伝えた。しかし地教委連絡協議会は二か月の延期を申し入れた。結局、勤評提出期限は十二月五日とされた。この間、十月二十八日、十一月五日、十一月二十六日には日教組の全国統一行動が組織された。これらの過程で教員の職場の民主化に対する自覚と要求はかつてなく高まりをみせた。

しかし、以上のような組合運動と職場の民主化要求の高揚をおそれた「学閥」は、勤評闘争後、組合の切りくずしを画策した。いわゆる「勤評人事」といわれる活動家の分散人事などを行なったが、「勤評人事」をいかにうまくやるかは「派閥」の腕のみせどころともいわれた（師範閥――あすの教育界のために考える④、「新潟日報」一九六五年六月四日付）。この間、「学閥」からの攻勢・懐柔で「学閥」と組合の板バサミになって苦しむ組合員や急速に組合活動

からはなれて「学閥」にすり寄るようになった教員も少なくなかった。

3、「教育内容統制」としての「学習指導要領」の改訂

——その「拘束性」の強化と「道徳」の「特設」——
 前述の池田・ロバートソン会談の「路線」にそって教育内容にも変更・統制が加えられた。一九五五(昭三〇)年には社会科指導要領が改訂され、「愛国心」が登場し、また「われわれはどのようにして平和憲法を守るか」という單元は姿を消した。一九五八(昭三三)年七月、勤評闘争のさなかに小・中学校の「学習指導要領」の全面改訂案が示された。この改訂によって「道徳」が特設され、「学校行事」が新たに加わった。「学校行事」では祝祭日には「国旗」を掲載し、「君が代」を斉唱させることが望ましいとされた。「道徳」の時間は規定の整備をまたずその年の四月から「先取り」されていた。また「道徳の時間」をことさらに強調するため文部省令(「学校教育法施行規則」)において「教育課程」とは各教科、特別教育活動、学校行事および「道徳」の四領域(のちに「特別教育活動」と「学校行事」は統合して「特別活動」とされた)から編成されるものとした。

文部省が道徳教育の特設をいじだした頃、県下でもその研究協議会が郡市ごとに行なわれた。魚沼での協議会の席

上、「ときわ会」、「公孫会」のどちらの色つきでもない一人の教師が、講師の県教委指導主事(「公孫会」)に「従来の生活指導を通してもりっぱに行なえる道徳教育を、なぜ特設する必要があるのか?」と、くい下がった。もっともすぎる質問に、さすがの指導主事も、一瞬グツと詰まったが、この時の公孫会系受講員の態度が見事?だった。お家の大事とばかり、次々に立ち上がると「今の質問は偏見だ」ときめつけ、公孫会主事の急場を救ったのである。その中にはきのうまで、現場では同じ疑問をとなえていた教員も多数いたという(「師範閣」¹³、新潟日報 一九六五年六月三日付)。現在、「道徳」に関する形式的な「校内研修」等は雑務増大の一因ともなっている。

この年の「学習指導要領」の改訂はしかし、その内容の変更にとどまらず、その「性格」の変更をも狙うものであった。それまでの「指導要領」は文部省の「著作物」にすぎず、教師が教育内容を自主的に構成する際の「参考」にすぎなかったが、この改訂で「官報告示」という形をとるることによって「拘束力」があるとの「解釈」がなされるようになった。このことは教科書や「指導書」の内容検定・統制に道をひらき、また日常の教育現場においても地域や子どもの実情に即して豊かな教育内容を編成するという教師の意欲をそぎ、教科書と市販テストにたよる教育内容の形式主義化を生みだしている。当時、新教組はこの「指導

要領」改訂の問題点を指摘し、県教委にその「伝達講習会」の中止を申し入れるなどしてたたかった。

以上のような一連の管理主義教育路線が全体として教育を通じてどのような人間が育つことを「期待」して行われたものであるかは一九六五（昭四〇）年一月の中教審中間草案「期待される人間像」（主査高坂正顕）に如実に示された。そこには「帰属社会への忠誠心」と分に甘んじて仕事に打ちこむ「労働意欲」が強調されているが、それは「労資協調」のもとで生産性を高めようとする財界からの教育要求の反映でもあった。またそこでは「日本人としての自覚」とともに「天皇への敬愛の念」がとかれたが、これは「有事の際」の「祖国を守る決意」にも通じるとされた。

4、民主的教師集団形成を分断する「主任制」・「初任者研修」

一九七四（昭四九）年二月二十五日には「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案」（「人確法案」）が一年がかりで成立した。これはその法案の中に教頭職が明記されており、教頭法制化の露払いとなるとともに「主任手当」支給の伏線ともなっていた。つづいて六月一日には教頭職法制化のための学校教育法の一部改正が強行成立した。これによって「管理職」としての教頭の立場が「明確」にされ、

教師と教頭との「職階的分断」が行われた。一九七五（昭五〇）年十月十五日には文部省は小・中・高校に教務・生活・健康の三部長（主任）を設置する方針を明らかにした。十二月一日、日教組はその撤回を求めて全国統一闘争を行い、新教組・高教組もこれに参加し、新潟市では一四〇〇人の組合員が新潟市公会堂をうめつくした。しかし十二月二六日、文部省は主任「制度化」のための学校教育法施行規則の改正を強行した。それにもとづいて、一九七六（昭五二）年一月二七日に鹿兒島県教委が主任制実施のために市町村立学校管理規則を改正したのを皮切りに、三月一日には十四県、五月七日までには四十県で主任制が実施された。新潟県では組合や「各界懇談会」などに結集して多くの県民がその実施に反対した。しかし一九七六年四月十五日、県教委は学校管理規則の改正を強行し、市町村教育委員会に「準則」としてこれを示し、地教法にもとづく「指導助言」・「措置要求」権を背景にその実施を迫った。新教連（新教組・高教組）ではその強行に抗議し、五月二五日には県教委と確認書を交わして「主任制」が従来の校務分掌とかわらないこと、「準則」の取り扱いには市町村教委の主体性を尊重すること、そして「校務分掌を命ずる」とは教職員の意向を充分尊重して決定することなどを認めさせた。この主任制導入反対のたたいは職場の民主化の一つの契機ともなり、また組合員の団結は「主任手当」の組

合拠出の運動ともなった。たとえば新潟市教組ではこのあと校務分掌のみなおし、子どもの教育を掌る教師の本務を大切に、雑務排除、諸権利（とくに研修権）の確立、教研活動をさかんにし、どの子にもわかる授業実践をすすめる、父母と連帯して民主教育を推進する、などを方針とした運動が進められた（前掲、「新潟市教職員労働運動史」）。このような運動を結実させていくことが、「職階制」の導入・厚層化による教師の分断を許さず、民主的な職場と教師集団を形成し、子どもや父母・県民の教育要求にこたえていく道であろう。その意味では、一九八七年（昭六二年）八月七日の臨教審第四次（最終）答申はおおかたの「期待」を裏切るものとなった。そこでは子どもや父母・教師のかかえている具体的で切実な問題の解決や教育条件の整備にはほとんどふれられておらず、管理主義教育路線の「今日的帰結」として「初任者研修」や財界の大学支配のための「大学審議会」の設置、あるいは「君が代」、「日の丸」の一層の強制など、右翼イデオロギーのもとでの教育の管理・統制のさらなる強化と選別的な「人材養成」や教育の「国際化」に端的な示されているような大企業の「教育要求」が基軸にすえられている。現在、このような「管理主義教育路線」と教師・父母・子どもの切実な教育要求との矛盾は、ますます深刻に、かつ鋭くなってきた。

C、学校の民主的運営と「学閥」——とくに「校務分掌」をめぐって——

職員会議の活性化は学校の民主的運営のかなめ

——「校務分掌」組織にみる職員会議の位置づけ——

学校が活力ある教育の場であるためには、ひとりひとりの教員の自発性と、教師としての自律的な専門性が尊重され、それを基礎として教師集団の討議と総意にもとづいて学校の運営が行なわれることが重要である。日本では戦前から学校には「職員会議」が置かれてきたが、学校運営のカナメとして、それが名実ともにその機能をはたすことが期待される。それと同時に、学校における「分業と協業のしくみ」（城丸章夫「管理主義教育」、一九八七年、新日本新書）である校務分掌についても、教員の総意にもとづいて、民主的な方法で決められることが学校の活性化には欠かせない。しかし歴代の自民党・文部省による「管理主義教育」路線は、前述のように、教職員の総意にもとづいて学校運営を行なうことを「敵視」し、かわって校長の「権限」やそれを「補助する」ものとしての教頭や「主任」などの「職階制」を強化し、あわせて教職員の「職階的分断」をはかってきた。校務分掌についても「学校管理規則」によって、「校長が命ずる」ものとされるようになってきた。

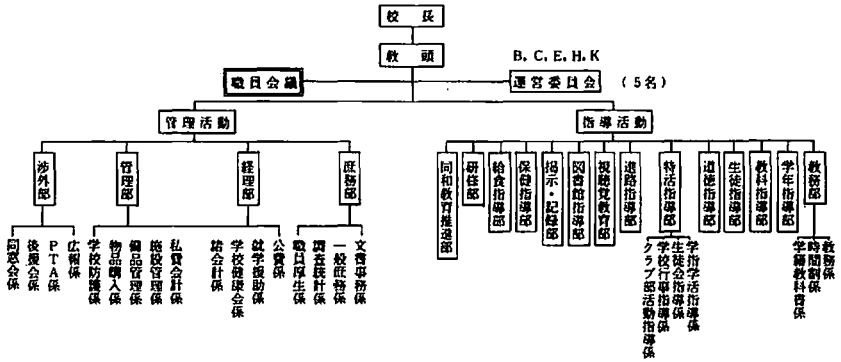
このような「職階制」の「厚層化」によって教師集団は分断され、「中間管理職」、とくに教頭は「上」に弱く、「下」にいばるといふ「悲しい性」に陥りやすい構造ができてきている。

さて学校における職員会議の位置づけや校務分掌については、新潟県の学校のいくつかについて具体的にみてみよう（資料I A～D）（いずれも一九八六年度の例）。

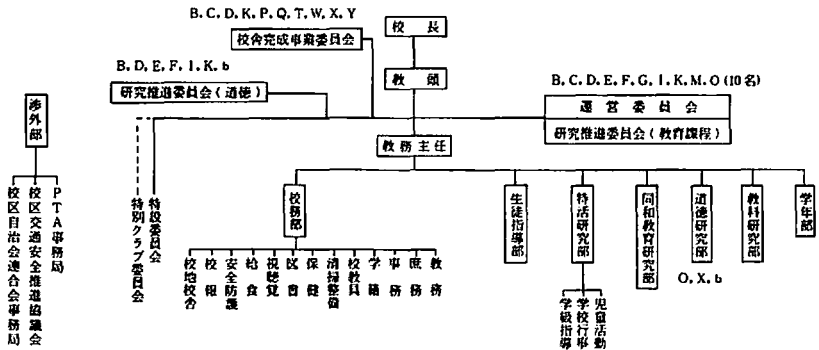
Aは中越地区のある高等学校（専任教員四四名）の校務分掌の例である。職員会議が学校の総意を示すものとしての位置づけを与えられ、その運営機関である「職員会議運営委員会」がその下部機関として設定されている。Bは長岡市内のある中学校（学級数十三・教員数二十二）の例で、現在の管理主義教育下での新潟県の小・中学校における校務分掌の「標準的」な型であると思われる。なおこの学校の場合には職員会議のはかに「運営委員会」が設けられ、教頭、教務主任および各学年の学年主任の計五名（B・C・E・H・K）で構成されている。この「運営委員会」が職員会議を「盛り上げる」ための補助機関になるか、それともそれを形骸化するための機関になるかが学校の民主的運営のわかれめであると思われる。Cは西蒲原郡のある小学校（学級数十二・教員数十七）の例である。「校会」とは職員会議のことである。この学校では「企画委員会」は一九八〇（昭五五）年度より設けられた。当時、教員数は校長、

教頭を含めても十一名であったが、そのうち教頭、「教務主任」を含む四名からなる「企画委員会」がわざわざ作られた。この「わざわざ作る」というところに校務分掌の形式化と校務の多忙化の原因の一つがある。また一九八三（昭五八）年度より、それまで「標準型」であった校会の位置が、現在のように教頭の「直下」に置かれるようになった。Dは新潟市内のある小学校（学級数二八・教員数三四）の例であるが、この学校では「職員会議」は学校運営組織から姿を消し、かわって「教務主任」が教頭の「直下」に登場している。「運営委員会」は教頭を含め教務主任、生活指導主任、研究主任および一年から六年までの学年主任の計十名で構成されている。この学校は文部省の「道徳教育推進校」に指定されている。また校長、教頭、教務主任、研究主任、生活指導主任はすべて「ときわ会」である。この学校は戦前より「ときわ会」が校長ポストを占有し、「ときわ会」が「根を張ってきた」学校であるが、その校歌にも「ときわの松の根を張りて風雪に耐えぬ幾百年」とうたわれている。ちなみにこの校歌の作詞者も「ときわ会」である。

このような学校管理体制のなかで、教員が何年生を担当するかなど学校運営と教員の仕事の根本にかかわることも「校長の命令」で行なわれることが多くなってきた。また過大に形式化・煩雑化した学校運営組織はその学校の



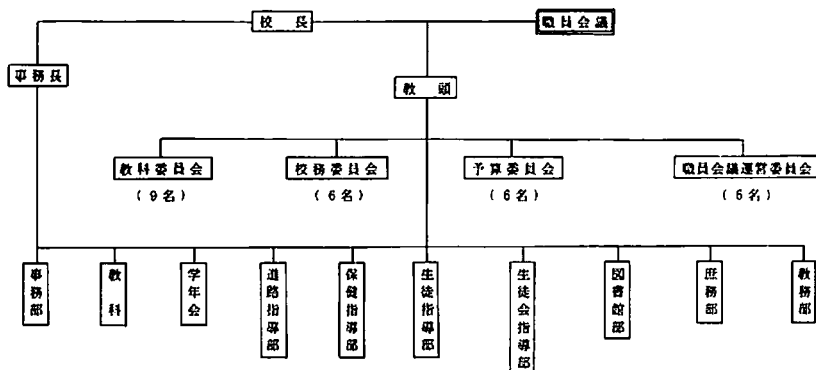
B. 長岡市内のある中学校 (学級数13, 教員数22)



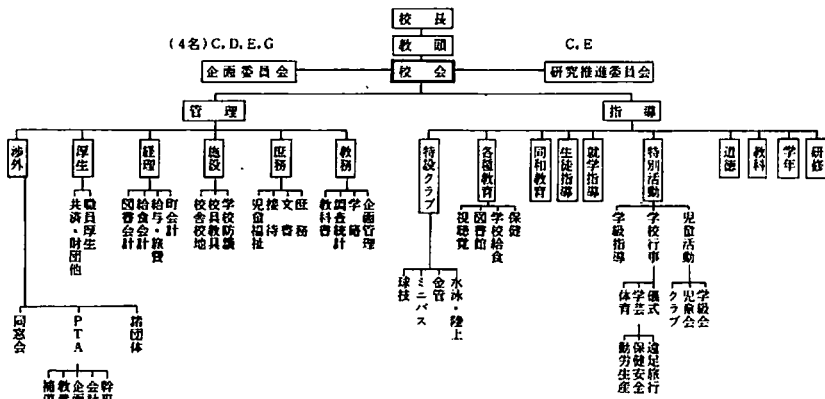
D. 新潟市内のある小学校 (学級数28, 教員数34)

〈資料1〉新潟県の小・中・高校における校務分掌の例（1986年）

（イニシアルは第1表に対応する）



A. 中越地区のある高校（専任教員数44名）



C. 西蒲原郡のある小学校（学級数12，教員数17）

かかえている問題の解決にとって機能的でないことが多いばかりか、教師の過重労働の一因ともなっている。

類型化する校務分掌の「形式」

——「協業」の視点をふまえ、実情にあった校務分掌の工夫を——

さてB中学校、C小学校、D小学校の校務分掌の特徴についてもう少し具体的にみてみよう。まず校務分掌の大区分の形式には二つのタイプが認められる。第一のタイプはB中学校およびC小学校のように、まず「指導的」「教務的」部門と「管理的」部門に二大別するタイプである。

この場合、「指導的」部門の担当責任者には教務主任が、「管理的」部門の担当責任者には教頭が充てられていることが多い。第二のタイプはD小学校のようにこのような二大分岐を行わず、「管理的」部門も校務部あるいは教務部、庶務部といった形で「指導的」部門の部と並列しているタイプである。この場合、D小学校の場合のように、教務主任がその全体を担当する場合が多いが、それでは本来、「管理職」のやるべき仕事まで教務主任の「守備範囲」となり、過重労働になる可能性もある。

次に「指導的」部門の中味についてみると、おおむねどの学校でも学年部、教科部、道徳部、特別活動部、生徒

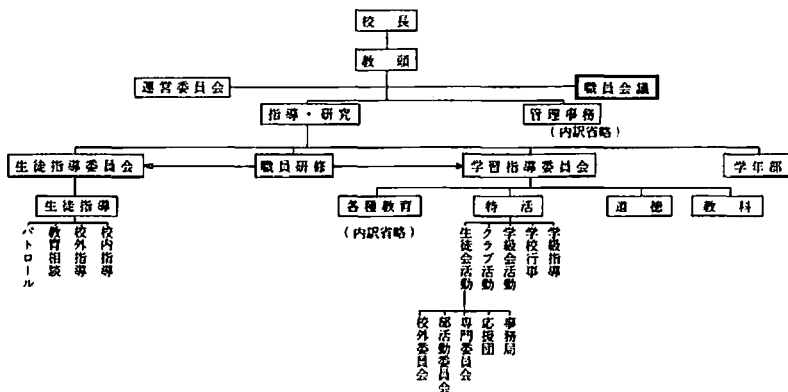
指導部、同和教育部などがおかれている。ほかに図書、保健、給食、視聴覚、特設クラブなど各種の教育指導部が設けられている学校もあり、中学校ではさらに進路指導部が設けられている。道徳部は教科部からわざわざ独立させて設けられていることが多いが、これは文部省令による教育課程の「領域区分」にとらわれていることによっている。

さらに、C小学校やD小学校のように「研究推進委員会」が校務分掌の「上位」に、特別の位置づけを与えられて設けられている学校がある。これは「上から」の「研究指定校」を引き受けた場合などに設けられることが多い。これらの「指定研究」は学校や子どもの実情やその問題から具体的に出発したものは少なく、形式的な「研究」が「錦の御旗」のもとに行なわれ、その「実施」や「発表」のための書類づくりなどの仕事は教師の多忙化に拍車をかけることも少なくない。以上のように校務分掌の形式は類型化しているが、それでも各種委員会の設置などに多少の工夫をこらしている学校もみられる。たとえば研究部門として地域総合学習の委員会を設けたり、あるいは肥満児対策の委員会を設けている学校もある。

校務分掌を全体としてみると、あまりにも形式化・細分化されすぎており、現在の学校や教師・子どものかかえている問題に機能的に対応しきれていないと思われる。そこには「分業」の視点はあっても「協業」の視点はなく、そ

れにかわって「ライン」としての「上下の命令・管理系統」の論理が貫徹している。たとえば「学年部」の果たす役割は必ずしも明らかではなく、また特別活動や生徒指導、クラブ活動、各種教育などは並列的にならべられているだけで、それらがどのような有機的関係をたもちながら、全体として生徒の生活指導や人間的成長を援助するののかという視点は十分ではない。「研究推進委員会」にいたっては日常的な「教育活動」の校務分掌とは全くかけ離れた観念的な「位置」におかれている。このような中で、校務分掌の「指導的」部門の中に「学習指導」と「生徒指導」のそれぞれを統合的にとらえようとしていると思われる校務分掌の例（長岡市内のある中学校）を資料2に示す。この校務分掌例では、「学習指導委員会」と「生徒指導委員会」の二つの委員会が設置され、「職員研修」はそれらに有益であるべきことを願うような位置に示されている。以上のように、現在、形式化・細分化した校務分掌組織を子どもに対する指導の総合性と教師集団の学校運営における「協業」の視点にもとづいて、実情にみあったものに工夫していくことは、学校の活性化と教師の過重労働の軽減などにとって重要であると思われる。

学校における「タテ系列」の管理支配
 ——「職階制」を「裏打ち」する「派閥」の「論理」——



〈資料2〉学習指導委員会、生徒指導委員会を設け、それらを「職員研修」で結んでいる校務分掌の例（長岡市のE中学校，1986年）

校務分掌の問題には、今までみたように、学校運営組織（校務分掌図）をどのようなものにするか、という問題のほかにも、それぞれの部署をだれが担当するのか、およびそれをだれが決めるのか、という問題がある。この点についても、今までみたような管理主義的な教育支配が貫徹しようとしている。学校の管理主義的支配政策のもとでの教員の「タテの序列化」およびそれと校務分掌、ならびに「派閥」との関係を前述のB中学校、C小学校およびD小学校の場合について具体的にみてみよう。なおそれらの学校の教員構成を第1表に示した。

B中学校における教務主任（C）はその年、B中学校に転任してきた。教員の異動にあつては「教務主任」になることを「前提」とした異動がしばしば行なわれている。すなわち「教務主任」は単なる校務分掌における「一時的」な職務ではなく、校長、教頭につぐ「第三席」としての「身分階級的」な位置づけを与えられつつある。このことは教員内における「タテの序列」観を助長している。またそのことによつて「教務主任」が「教頭候補者」とみなされるようになり、従つて「管理職」を「派閥」が独占していることとあいまって「教務主任」にはほとんどの学校で派閥会員が「任命」され、「教務主任」は一教員としての「意識」よりも「管理職の下請け」という「意識」を持たされやすい。「研究主任」もしばしば管理職への足がかりとな

る。とくに「研究主任」がひたすら管理職を「狙つて」いる時には、官制「研究」の積極的な推進者となり、およそ学校の現実とかけ離れた「研究」のために校内の他の教員までが不承不承に「動員」されることがしばしば生じている。しかしこのような「研究実績」は派閥のなかではしばしば「評価」される。以上のような事情で「研究主任」もまた多くの場合派閥会員がなつている。このほか比較的規模の大きな学校では「庶務主任」などを置いて「教務主任」や「研究主任」に「次ぐ」席として派閥内の序列化に利用されていることがある。

これらに対して「学年主任」は授業もまると担当し、その学年の生徒のかかえる種々の問題に毎日、具体的に直面する校内における最も多忙な職務である。しかし「学年主任」は校内に複数の人数がいるために、また「研究主任」のような「研究業績」も多忙の中で上げるわけにもいかず、「閥内競争」における「実績」になりにくい。したがつて派閥会員には年令の上昇につれて敬遠される。B中学校、C小学校、D小学校とも「教務主任」と「研究主任」は他の主任、主事と異なり、全員派閥会員が占めている。このように「主任制」は新潟県教育現場においては派閥による「内側での序列化」とも対応することによつて、単なる校務分掌における一つの「役柄」からタテ社会における「身分階層制」へと転化している。なおB中学校の場合の「学

第1表 B中学校、C小学校、D小学校の教員構成（1986年度）

長 岡 市 B 中 学 校

西 蒲 原 郡 C 小 学 校

| 符号 | 職名 | 性別 | 年令 | 教科 | 担当・担任 | 派 閥 | 符号 | 職名 | 性別 | 年令 | 学年 | 担 当 | 派 閥 |
|----|----|----|----|----|------------|------|----|----|----|----|----|-----------|------|
| A | 校長 | 男 | 56 | | | 公孫会 | A | 校長 | 男 | 57 | | | 清月会 |
| B | 教頭 | 男 | 50 | 英 | | 公孫会 | B | 教頭 | 男 | 47 | | | ときわ会 |
| C | 教諭 | 男 | 56 | 英 | 教務主任 | 公孫会 | C | 教諭 | 男 | 53 | | 教務主任 | ときわ会 |
| D | " | 男 | 55 | 英 | 管理部主任 | 公孫会 | D | " | 男 | 54 | 3 | 3年主任 | |
| E | " | 男 | 54 | 体国 | 1年主任・保健主事 | 公孫会 | E | " | 男 | 46 | 6 | 研究主任・6年主任 | ときわ会 |
| F | " | 男 | 51 | 社 | 進路指導主事・3の4 | | F | " | 女 | 45 | 1 | 1年主任 | |
| G | " | 男 | 53 | 理 | 庶務部主任・1の2 | ときわ会 | G | " | 女 | 58 | 2 | 2年主任 | |
| H | " | 男 | 50 | 英美 | 2年主任生徒指導主事 | ときわ会 | H | " | 女 | 47 | 4 | 生活指導主任 | |
| I | " | 女 | 51 | 国 | 経理部主任・2の4 | | I | " | 男 | 43 | 4 | 4年主任 | ときわ会 |
| J | " | 女 | 47 | 音 | 道徳主任・1の1 | | J | " | 女 | 34 | 5 | 5年主任 | |
| K | " | 男 | 46 | 数 | 3年主任・研究主任 | ときわ会 | K | " | 女 | 32 | 6 | | |
| L | " | 男 | 42 | 体 | 2の1 | 公孫会 | L | " | 女 | 29 | 2 | | |
| M | " | 女 | 43 | 体 | 3の1 | | M | " | 女 | 29 | 3 | | |
| N | " | 男 | 35 | 数 | 3の2 | | N | " | 女 | 28 | 1 | | |
| O | " | 女 | 28 | 理 | 1の5 | | O | " | 男 | 26 | 5 | 保健主事 | ときわ会 |
| P | " | 男 | 31 | 社国 | 1の4 | | P | 養教 | 女 | 33 | | | |
| Q | " | 女 | 28 | 美 | 2の2 | | | | | | | | |
| R | " | 女 | 27 | 社 | 3の3 | | | | | | | | |
| S | " | 女 | 27 | 家 | | | | | | | | | |
| T | " | 女 | 24 | 国 | 1の3 | | | | | | | | |
| U | " | 男 | 24 | 技理 | 2の3 | | | | | | | | |
| V | 養教 | 女 | 45 | | | | | | | | | | |

新 潟 市 D 小 学 校

| 符号 | 職名 | 性別 | 年令 | 学年 | 担 当 | 派 閥 | 符号 | 職名 | 性別 | 年令 | 学年 | 担 当 | 派 閥 |
|----|----|----|----|----|--------|------|----|----|----|----|----|------|------|
| A | 校長 | 男 | 58 | | | ときわ会 | R | 教諭 | 女 | 41 | 音 | | |
| B | 教頭 | 男 | 53 | | | ときわ会 | S | " | 女 | 38 | 2 | | |
| C | 教諭 | 男 | 58 | 3 | 3年主任 | | T | " | 男 | 36 | 6 | | ときわ会 |
| D | " | 男 | 55 | 社国 | 教務主任 | ときわ会 | U | " | 女 | 38 | 3 | | |
| E | " | 男 | 54 | 5 | 5年主任 | ときわ会 | V | " | 女 | 36 | 1 | | |
| F | " | 男 | 52 | 2 | 2年主任 | | W | " | 女 | 39 | 6 | 保健主事 | |
| G | " | 女 | 53 | 1 | 1年主任 | | X | " | 男 | 34 | 6 | | ときわ会 |
| H | " | 女 | 49 | 家 | | | Y | " | 男 | 34 | 5 | | |
| I | " | 男 | 49 | 6 | 研究主任 | ときわ会 | Z | " | 男 | 33 | 4 | | |
| J | " | 女 | 49 | 2 | | | a | " | 男 | 34 | 3 | | ときわ会 |
| K | " | 男 | 47 | 6 | 6年主任 | ときわ会 | b | " | 男 | 32 | 5 | | ときわ会 |
| L | " | 女 | 45 | 5 | | | c | " | 女 | 31 | 1 | | |
| M | " | 男 | 44 | 4 | 生活指導主任 | ときわ会 | d | " | 女 | 30 | 1 | | |
| N | " | 女 | 43 | 2 | | | e | " | 女 | 24 | 4 | | |
| O | " | 男 | 47 | 4 | 4年主任 | 機友会 | f | " | 女 | 25 | 1 | | |
| P | " | 女 | 41 | 5 | | | g | " | 女 | 22 | 3 | | |
| Q | " | 女 | 41 | 4 | | | h | 養教 | 女 | 28 | | | |

年主任」は各学年とも学級担任でない保健主事（E）、生徒指導主事（H）、研究主任（K）が「兼務」している。これらと教頭、教務主任を加えた五名で「運営委員会」が構成されている。この五名は全員男性かつ派閥会員かつ年令四六才以上である。学級担任はすべて四三才以下の教員により行なわれている。これは派閥、性別、年齢による「見事」な「機能分離」といふべきであろう。

D 「派閥」の新人会員獲得作戦の実態とその手口

新人教師も「組合」よりも「派閥」に加入

——ますます過熱・「低年令化」する「派閥」への勧誘——

「派閥」は既にみたように、単なる「同窓会」ではなく、新たに「自由意志」によって組織された利権集団である。

一九五一（昭二六）年の師範学校の廃止、あるいは一九八一（昭五五）年の新潟大学教育学部の統合に際して、「派閥」がなくなることを、あるいはその「後継者」が途切れることによってやがては「派閥」が「消滅」することを「期待」する人は少なくなかった。しかし常に「期待」は裏切られた。一九八一年の新潟大学教育学部の統合によって、特定の大学・学部・分校との関係がより一層希薄になった「派閥」は、出身校に関係なく新人の「獲得競争」をくり

ひろげており、新採用の年度にかなりの人数が「派閥」に加入するという「低年令化」が進行している。「ときわ会」や「公孫会」には毎年、一五〇名ないし二〇〇名程度がそれぞれ「派閥」に新たに加入している。これは数年前までは、「派閥」に加入する場合でも教員になってから何年かを経過してから加入する場合が多かったのと比べて、明らかに「過熱」現象である。組合に入るよりもまず「派閥」に加入するというのが「常態」になりつつある。ある新人教員が「派閥」からの勧誘に際して「派閥とは何か。」との説明を求めたところ、「組合と同じようなものだよ……。」という返事であったという。このような過熱した派閥の「新人獲得」作戦のもとで、若手教員も次々と「派閥」に組み入れられ、若者としての、そして教師としての正義感是一年目からつみとられている。なお各派閥ごとの比較的多い出身校を第2表に例示した。

「職権乱用」と「利益誘導」が「勧誘」の最大の手口

——「大義名分」のない派閥への「黒い勧誘」——

若手教員に対する「派閥」への勧誘は「職権乱用」と「利益誘導」をセットにして、執拗に行なわれる。まさに教育界にあるまじき「黒い勧誘」である。これらの過程で若手教師は「教育界や教師はどうあるべきか。」ということをもま

第2表 各「派閥」ごとの比較的多い出身校の例示

| ときわ会 | 公孫会 |
|------------------|-----------------|
| 新潟第一（新潟）師範学校 | 新潟第二（高田）師範学校 |
| 新潟大学教育学部 | 新潟大学教育学部 |
| 新潟大学教育学部長岡分校 | 新潟大学教育学部高田分校 |
| 新潟大学理学部・法学部 | 新潟大学理学部・法学部 |
| 北海道教育大学 | 秋田大学教育学部 |
| 弘前大学教育学部 | 宮城教育大学 |
| 秋田大学教育学部 | 福島大学教育学部 |
| 宮城教育大学 | 山形大学教育学部 |
| 福島大学教育学部 | 筑波大学 |
| 山形大学教育学部 | 埼玉大学教育学部 |
| 埼玉大学教育学部 | 東京学芸大学 |
| 東京学芸大学 | 富山大学教育学部 |
| 都留文科大学文学部 | 信州大学教育学部 |
| 玉川大学文学部 | 都留文科大学文学部 |
| 文教大学教育学部 | 玉川大学文学部 |
| 大東文化大学文学部 | 文教大学教育学部 |
| 国士館大学文学部 | 国学院大学文学部 |
| 日本大学文理学部・理工学部 | 日本大学文理学部・理工学部 |
| 帝京大学文学部 | 中央大学文学部 |
| 日本体育大学体育学部 | 日本体育大学体育学部 |
| 東洋大学文学部・社会学部 | 東洋大学文学部・社会学部 |
| 早稲田大学教育学部・文学部 | 東京理科大学理工学部 |
| 東京理科大学理工学部 | 法政大学文学部・法学部 |
| 法政大学文学部・法学部 | 東海大学文学部・政経学部 |
| 東海大学文学部・政経学部 | 立命館大学文学部・産業社会学部 |
| 立命館大学文学部・産業社会学部 | 昭和女子大学・短大 |
| 新陽会 | 檢友会 |
| 日本大学文学部・経済学部 | 三条中・村松中（旧制中学校） |
| 法政大学文学部・経済学部 | 加茂農林学校 |
| 明治大学文学部・政経学部 | 新潟第一師範学校特設研究科 |
| 東洋大学文学部・法学部・社会学部 | 新潟臨時教員養成所 |
| 東京理科大学理工学部 | 十日町・六日町助教諭講習所 |
| 慶応大学文学部 | 高田農業高校 |
| 早稲田大学教育学部 | 新発田高・巻高・村上高・ |
| 大正大学文学部 | 六日町高・十日町高（新制高校） |
| 駒沢大学文学部 | 柏崎（新潟）短期大学 |
| 中央大学文学部・文学部 | 玉川大学（通信教育課程） |
| 日本体育大学体育学部 | 法政大学（ " ） |
| 国士館大学体育学部 | 日本大学（ " ） |
| 電谷大学文学部・経済学部 | 中央大学（ " ） |
| 大谷大学文学部 | 都留文科大学・短大 |
| 長岡工業専門学校 | 山形大学教育学部 |
| 東京農業大学 | 福島大学学芸学部 |
| 新潟大学農学部・理学部・人文学部 | 関東短期大学 |
| 信州大学農学部・理学部 | |
| 柏崎（新潟）短期大学 | |

じめに考えている余裕もなく、「派閥」にひきずりこまれる。そして新潟県の教育界においては「派閥」が「強大な力」をもっているために、「教育界とはそんなところだろう。」という気にさせられ、「派閥」の行なっていることが「不自然」に感じないような「感覚」にさせられていく。げに、「赤信号、みんなで渡ればこわくない。」である。ここでは「黒い勧誘」の二つの主な類型について説明する。

1、校長や教頭による職権乱用と「利益誘導」

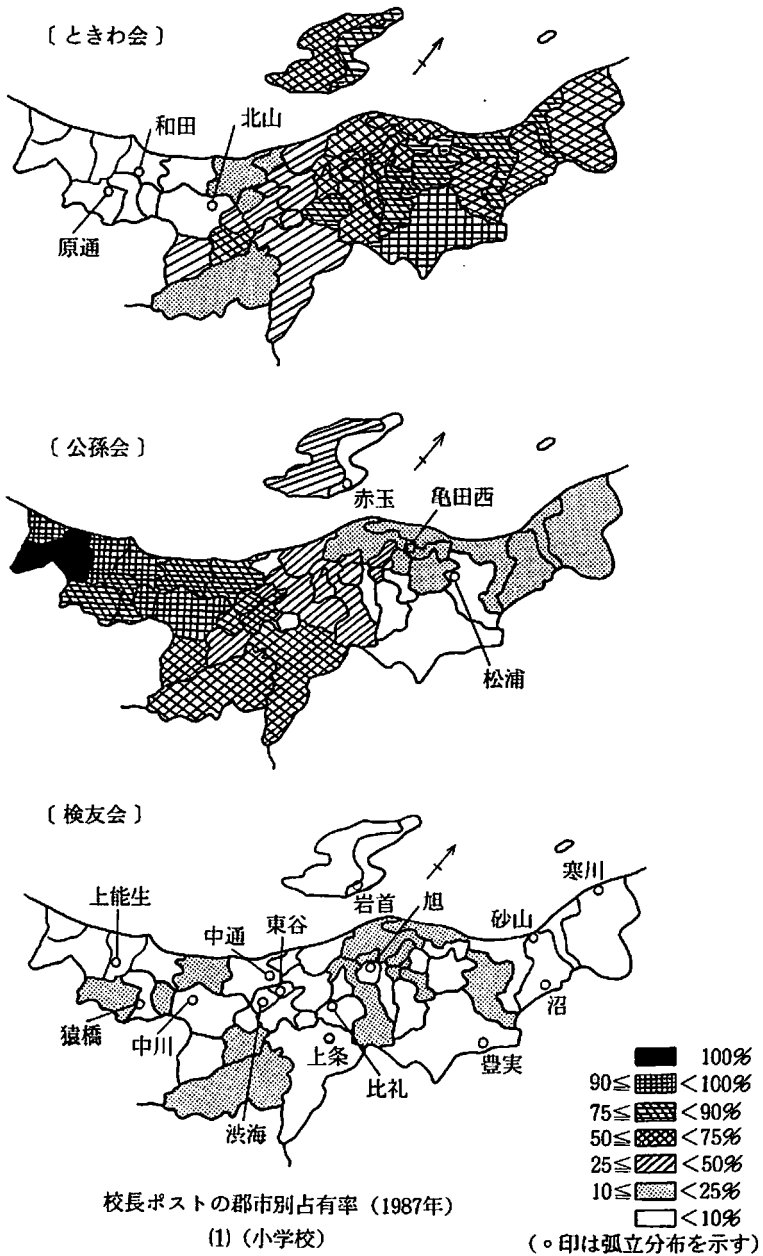
勤務校の校長や教頭が「個人的」に呼びつけて「派閥」への加入を迫るもので最近では新採用一年目から行なわれることが多い。その時の理由は「人事異動の時に有利になる」ということと「派閥に入れば「勉強」になる」というのが主なものである。勿論、公的な人事異動が私的な団体に加入しているか否かによって左右されることがあれば、それは明らかに憲法違反の不当な行為であるが、現実にはそのような「利益誘導」がまかりとおっている。また「勉強になる」かどうかは「派閥」の真的教育的力量からおのおの判断されることであるが、「派閥」に加入することになれば「派閥」の統制のもとで教員生活をおくることにならる。しかし年額二〇三万円の会費で「異動」が思うようになれば「安いもの」と考える若手教員も増加している。

派閥への「勧誘」には直接、校長があたることもあるが、

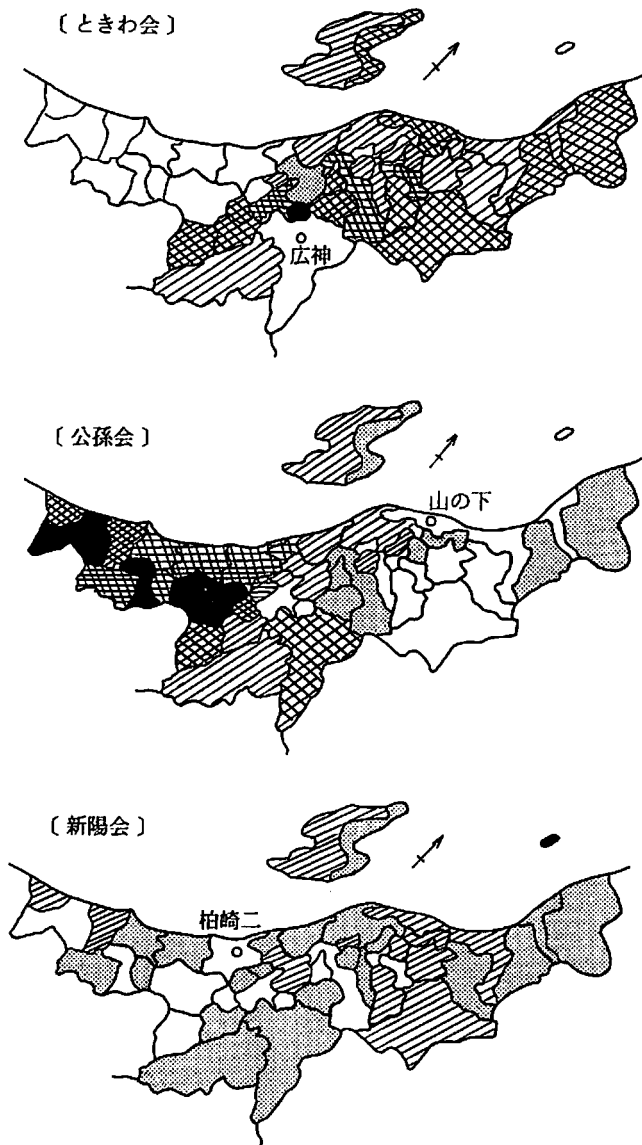
まず教頭が話をもちかけ、断わると次に校長があらわれるという例も多い。いずれにせよ、勤務校の「管理職」に強要されるとなかなか「対等」に話しづらい。これは明らかに「職権乱用」である。なかには「この学校の男子教員で入っていないのは君だけだ。」とか、「派閥の仕事もしないで同じ給料をもらっている。」などと強迫する例もある。また勤務地の教育長や「派閥」の「青年部」が直接、「勧誘」にのりだす例もある。校長と教頭の所属派閥が異なる場合には、それぞれの「留守」を見計らって「勧誘」にくる。

「ときわ会」の場合には、上越地方の出身であれば一たん断わると「あきらめる」ことが多いが、「公孫会」の場合にはどこの地域の出身であろうと執拗に「勧誘」する。このことは利権支配の一環としての両派閥の「地域支配」の実態に対応している。第1図（小学校）および第2図（中学校）に各派閥の郡市別の校長ポスト占有率（パーセント）を図示した（粟島は岩船郡から独立させてある）。なおこの図で占有率一〇％以下を孤立分布とし、その学校名を示した。この図からわかるように、「ときわ会」の上越地方における校長の「指定席」は小学校では上越市和田小学校、東頸城郡北山小学校、中頸城郡原通小学校の三校のみで中学校はゼロであるのに対し、「公孫会」は上越地方の校長ポストの大部分を「占有」し、かつ下越地方を含めたそれ以外の地域にもかなりの散在ポストをもっている。

第1図



第2図



校長ポストの郡市別占有率（1987年）
 (2) (中学校)

次号予告(第17号)

特集・進行する
臨教 教 審 状 況

臨教審は教師をどうしようとするのか(1)
 「初任者研修」試行の実態と問題点
 ……「初任者研修の試行」研究班
 「臨教審」と障害児教育……市川勝志郎
 不知火海大検診に参加して……関川智子
 新潟県教育界における「学閥」問題(9)

……「学閥」研究会
 他

(2月25日発行予定)

2、「恩師」や地縁・血縁・同窓の関係を「利用」した
 「恩義」と「しがらみ」にもとづく「圧力」

「派閥」への「勧誘」は勤務校の「管理職」からだけでなく、小・中学校時代の「恩師」や地縁者や血縁者、それ
 に大学の同窓の「先輩」や「同期生」によっても行なわれ
 ている。教員としての新採用が決まるやいなや、かつての
 「恩師」から「派閥」への「勧誘」をうけた例は多い。元
 ・附属学校の教員が、かつての附属学校時代の「教え子」
 を「勧誘」するなどはその例である。このような「恩師」
 からの「勧誘」は採用の「お祝い」の一席を設けて酒食を
 もてなし、「恩義」を再確認して行なわれることも多い。
 教員が「師弟関係」を利用してまでも派閥会員の「拡大再
 生産」をしている点にも新潟県教育界の根深い悲劇的体質
 がある。「教え子」に「派閥への加入」をすすめることに
 は、「教え子」に「民主主義」というものをどのように教

えてきたか(教えてこなかったか)ということが端的にあら
 われている。

「派閥への勧誘」はまた地縁者、とくにその地域の教育
 界の「有力者」や同郷の派閥教員を通じても行なわれる。
 本人が知らないところで親が派閥加入の「お願い」にいく
 という例もある。親や親戚が教員である場合には、その筋
 からも「圧力」をかけられる。親戚に多数の教員がおり、
 それが同一派閥に属している場合には、「親族会議」など
 によって「圧力」をかけられる。また、いくつかの特定の
 大学の出身者は、たとえば「新陽会」にみられるように、
 「閥中閥」を形成しており、大学同窓の「先輩」からも勧誘
 される。また各派閥のそれぞれの「同期」の「年度幹事」
 が「勧誘」にあたることもある。

以上のような場合、見落してならないことは「派閥」へ
 の加入がしばしば教員採用にあたっての「コネ就職」と結
 びついていることである。「コネ」を使って「就職運動」を
 した場合、その相手方は教育関係者であれば必ず「派閥」
 会員であり、その「恩義」によって「義理」を通さねばな
 らずその筋からの「勧誘」はなかなか断りづらい。このよ
 うに「派閥」は「コネ就職」の温床ともなっており、その
 「利益誘導」||「恩義」の関係が、管理職ポスト支配や人事
 異動をめぐる利権支配と同様に、ここでも「派閥」の組織
 維持と教員の統制に大きな役割を果たしている。(つづく)